三朝町空家等対策計画【概要版】

近年の地方における人口減少等により、各集落に空家が増加し、適正に管理されない 空家は、防災・防犯・安全・環境等において深刻な問題となっています。

本町では、「三朝町空家等対策計画」を策定することで、地域住民の安全・安心な生活環境を守り、空家等の利活用も含めて、空家対策を効果的かつ効率的に推進します。

1 計画の概要

(1)目的

空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、三朝町の基本的な取組み姿勢や対策を示します。

(2)位置付け

空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に規定する空家等対策計画

(3)計画期間

令和2年4月から令和7年3月末までの5年間

解体による固定資産税の増額に係る税金の負担増

※社会情勢の変化に適切に対応するため、適宜必要な見直しを行います。

2 現状と課題 (1)現状 (件) ・平成26年度に空家調査を実施し、令和元年度 に各集落の協力により、再調査を実施した結果、 328 400 平成26年度の調査時に比べ、空家の数が48件 280 増加しています。 今後、所有者等の高齢化に伴って空家等が 300 85 増加するものと考えられます。 50 (2)課題 200 ①土地所有・相続上の課題 所有者の高齢化 243 230 100 •相続人が遠方のため、管理が困難 ②利活用の課題 ・空家期間の長期化による老朽化の進行 0 ・空家の改修や流通の促進 H26 R1 ③管理不全の課題 周辺への悪影響 ■ 空家 ■ 管理不全家屋 4税制上の課題

(人が居住用として所有している土地は、固定資産税が低くなる特例あり。)

3 空家等対策の取組み方針

住宅が、空家等になる前段階から、空家除却後の跡地利用までの各段階の状況に応じた取組みを行います。

- (1)発生の抑制・・・所有者の意識付け等
- (2) 利活用の推進・・・管理方法の提供等による適正な管理や利活用の推進
- (3)管理不全の解消・・・特定空家等に対する優先的な除却対策等
- (4) 所有者等からの相談・・・専門家と連携した相談体制の構築

4 具体的な施策について

発生の 抑制

利用中

- 広報・HP等による町民への情報発信
- 納税通知書発送時等を利用した空家適正管理の啓発
- データベースの整備・管理

利活用 の促進

空家化

- 空き家バンク等への掲載促進
- 空家管理制度等を活用した空き家・空き地等の適切な管理

放置

• 改善のための助言・指導等

• 必要最小限の緊急対応措置の検討

管理 不全の 解消

撤去

- 「特定空家等」の指導・勧告・命令
- 空き家等撤去費助成による補助金
- 町による代執行(経費は、所有者負担)

利用

- 地域の交流拠点や防災拠点としての活用の検討
- 空き地バンクや関係団体と連携した情報提供

5 実施体制について

 空家等対策計画について

 調査・指導、勧告等に関すること
 総務課危機管理局

 空家の撤去について
 観光交流課

 空家等の税制上の措置について
 町 民 課